



# 伊勢原市生活排水処理基本計画

(平成 29 年度～令和 12 年度)

平成 29 年 (2017 年) 3 月策定

令和 4 年 (2022 年) 3 月改定

伊勢原市

# 目 次

第1章 生活排水処理基本計画とは	1
第2章 生活排水処理等の現状と課題	2
第1節 生活排水処理の現状と課題	2
1. 生活排水処理の現状	2
2. 生活排水処理の課題	3
第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の現状と課題	4
1. し尿・浄化槽汚泥処理の現状	4
2. し尿・浄化槽汚泥処理の課題	4
第3章 生活排水の処理計画	5
第1節 基本方針	5
第2節 処理の目標	6
第3節 整備計画	7
第4節 啓発活動	7
第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	8
第1節 基本方針	8
第2節 計画処理量	8
第3節 処理方法	9
資 料 編	
資料1 計画策定にかかわる基礎資料	資1
資料2 清掃美化審議会への諮問と答申	資2
資料3 用語集	資3

## 第1章 生活排水処理基本計画とは

生活排水処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）の第6条の規定に基づき、策定する計画です。

現行の「伊勢原市生活排水処理基本計画（以下「本計画」という。）は、平成29年3月に策定されました。

本計画においては、公共用水域の水質保全や生活環境の向上を目的として、生活排水（し尿及び生活雑排水）を適切に処理するための公共下水道整備事業や、合併処理浄化槽への設置転換等を推進してきました。

安全で清潔な水は住民の日常生活を支える基盤であり、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の理念とも合致するものです。

令和4年度は計画の策定から5年が経過する時期であるため、生活排水処理に関する長期的かつ総合的な視野に立った基本的な方針を定め、計画を改定することとなりました。なお、計画期間については、最終目標年度を下水道全体計画等の計画目標年次に合わせ令和12年度とし、概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には、見直しを行います。

また、計画の改定にあたっては、本市の関連する計画や事業との整合を図った基本方針を定めるものとします。

## 第2章 生活排水処理等の現状と課題

### 第1節 生活排水処理の現状と課題

#### 1. 生活排水処理の現状

本市の生活排水は、主に公共下水道と合併処理浄化槽によって処理されており、令和2年度末の生活排水処理率は約89.8%となっています。

しかし、県内市町村の生活排水処理率は約97%となっており、本市の処理率は低い状況にあります。

「伊勢原市公共下水道全体計画」によると、生活排水処理の中心となる公共下水道の事業計画面積は1,339haで、令和2年度末時点では、1,140haの整備が完了しています。(整備率は85%)

一方、合併処理浄化槽は、51人槽以上の浄化槽を設置する事業所に対する指導や、飲料水及び農業用水としての公共用水域の水質保全の観点から、50人槽以下の合併処理浄化槽設置に対する補助事業を開始し、令和2年度末までに、1,424基を設置しており、合併処理浄化槽の普及促進等を進めた結果、し尿のみ処理する単独処理浄化槽使用人口は減少傾向にあり、令和2年度末で総人口の約9.4%となっています。

表2-1 生活排水処理状況の推移

項目	生活排水処理人口等(人)					令和2年度 構成比(%)
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	
総人口(a)	102,037	102,416	102,248	102,046	101,689	100.0%
生活排水処理人口(b)	89,818	91,331	91,455	91,466	91,352	89.8%
公共下水道	79,544	80,255	80,990	80,961	81,146	79.8%
合併処理浄化槽	10,274	11,076	10,465	10,505	10,206	10.0%
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0.0%
農業集落排水施設	0	0	0	0	0	0.0%
生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	11,134	10,070	9,848	9,706	9,533	9.4%
非水洗化人口	1,086	1,015	945	874	804	0.8%
し尿汲み取り人口	986	915	845	774	704	0.7%
自家処理人口	100	100	100	100	100	0.1%
生活排水処理率(b/a)	88.0%	89.2%	89.4%	89.6%	89.8%	—

注) 四捨五入のため、比率の合計が一致しない場合あり

注) 総人口は、年度末人口(3月31日現在人口)を使用

注) 公共下水道供用開始の告示済み区域については、下水道の接続の有無にかかわらず、公共下水道人口として計算している

## 2. 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理率は周辺自治体と比較して低い状況にあるため、生活排水処理率の向上（公共下水道接続率の向上、合併処理浄化槽への転換促進）や、設置後の合併処理浄化槽については、浄化機能を正常に保つため適切な維持管理をする必要があります。

### （1）生活排水処理率の向上

単独処理浄化槽及び汲み取り便所の場合、台所や風呂などの生活雑排水が処理されず、そのまま公共用水域へ排出されており、河川汚濁の要因となっています。

市内10河川の水質について、良好な状態を継続して維持するためには、引き続き公共下水道の事業計画区域において、公共下水道の整備を進めていく必要があります。

また、整備済み区域においては公共下水道への接続、それ以外の区域については、合併処理浄化槽への設置転換などの促進により、引き続き、生活排水処理率の向上を図っていくことが必要です。

### （2）合併処理浄化槽の適切な維持管理

合併処理浄化槽について、浄化槽の機能を維持するためには、浄化槽内の清掃や保守点検を実施するなど、適切な維持管理を行う必要があります。

## 第2節 し尿・浄化槽汚泥処理の現状と課題

### 1. し尿・浄化槽汚泥処理の現状

本市では、家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、委託業者及び許可業者により収集・運搬を行い、し尿等希釈投入施設に搬入し、希釈して公共下水道へ放流しています。

本市のし尿・浄化槽汚泥の処理状況は次のとおりです。

表2-2 し尿・浄化槽汚泥の処理状況の推移

(単位：kL/年)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
し尿処理量	1,204	1,311	1,192	1,034	928
浄化槽汚泥量	13,838	13,751	13,203	12,887	12,639

### 2. し尿・浄化槽汚泥処理の課題

人口の減少や公共下水道の整備や接続率の向上に伴い、し尿・浄化槽汚泥の処理量も減少が見込まれるため、施設の稼働日数を減らし経費の削減を図るなど対応が必要です。

## 第3章 生活排水の処理計画

### 第1節 基本方針

本市では「生活排水処理率の向上（公共下水道接続率の向上、合併処理浄化槽への転換促進）」、「合併処理浄化槽の適切な維持管理」という課題に対し、以下の基本方針を設定します。

#### （1）公共下水道接続率の向上

公共下水道の事業計画区域においては、公共下水道の整備を計画的に実施し、生活排水処理を推進します。また、公共下水道接続率向上のため、補助制度を有効に活用し、積極的な啓発活動により接続の促進に取り組んでいきます。

#### （2）合併処理浄化槽への設置転換

公共下水道の事業計画区域外については、合併処理浄化槽への設置転換を促進していきます。

#### （3）合併処理浄化槽の適正な維持管理

既に設置されている合併処理浄化槽については、定期的な保守点検や清掃など、適正な維持管理の促進に向けた啓発活動を実施していきます。

## 第2節 処理の目標

地域の特性及び地域住民の意識、社会状況等を考慮し、公共下水道の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進することにより、最終目標年度である令和12年度末には生活排水処理率100%を目標とします。

表3-1 生活排水処理の目標

	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標年度)	令和12年度 (最終目標年度)
生活排水処理率	89.8%	94.9%	100.0%

表3-2 目標年度における生活排水処理人口

	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標年度)	令和12年度 (最終目標年度)
人口	101,689	100,400	98,100
生活排水処理人口	91,352	95,232	98,100

注) 人口は下水道事業経営戦略で使用した基礎数値を使用

### 第3節 整備計画

公共下水道の整備計画及び合併処理浄化槽への設置転換計画は、次のとおりです。

#### 【公共下水道】

- ・公共下水道の整備については、最終目標年度である令和12年度末までの概成を目標とし、整備を推進します。

#### 【合併処理浄化槽】

- ・単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換に対する補助を継続するとともに、市の広報やホームページなどによる啓発活動を実施することにより、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

### 第4節 啓発活動

公共下水道への接続率向上及び合併処理浄化槽への設置転換を促進するため、市民に対し実施する啓発活動は次のとおりです。

#### (1) 生活排水対策に関する啓発活動の推進

生活排水の適正処理について、市の広報紙などを活用した啓発活動を実施することにより住民への周知に努めるとともに、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への設置転換の促進などに取り組んでいきます。

#### (2) 合併処理浄化槽への設置転換の促進

公共下水道事業計画区域外において、単独処理浄化槽及び汲み取り便所を設置している世帯に対しては、合併処理浄化槽への転換を促進します。

なお、単独処理浄化槽及び汲み取り便所からの合併処理浄化槽への切り替えについては、10人槽以下の住宅用合併処理浄化槽を対象とした補助制度を有効に活用し、推進していきます。

#### (3) 適正な浄化槽管理の促進

浄化槽の機能を正常に維持していくためには、定期的な保守点検や清掃が必要となるため、住民への啓発を行い、法定検査受検率及び清掃の実施率の向上に努めていきます。

## 第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### 第1節 基本方針

本市では、処理量の減少を見据えた効率的な処理が課題であり、し尿・浄化槽汚泥の処理方針を次のとおり設定します。

各家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥については、引き続き公共下水道による効率的な処理を行います。

### 第2節 計画処理量

し尿・浄化槽汚泥の計画処理量は、表4-1に示すとおりです。

令和12年度には、生活排水処理率を100%とし、し尿汲み取り人口及び単独処理浄化槽人口をゼロとするため、し尿処理量も令和12年度にはゼロとなります。

表4-1 し尿・浄化槽汚泥の計画処理量

(単位：kL/年)

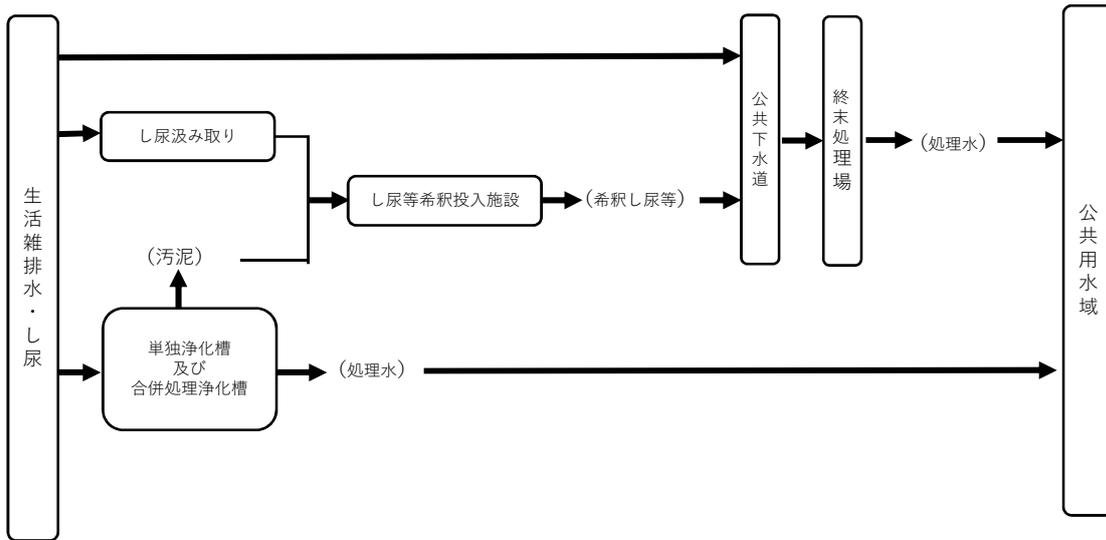
	令和2年度 (実績)	令和7年度 (中間目標年度)	令和12年度 (最終目標年度)
し尿処理量	928	578	0
浄化槽汚泥量	12,639	11,690	10,542

### 第3節 処理方法

し尿・浄化槽汚泥の処理方法を図4-1に示します。

し尿等希釈投入施設において、搬入されたし尿・浄化槽汚泥を希釈して公共下水道へ放流し、終末処理場において一括して処理しています。

図4-1 生活排水処理フロー



# 資料編

## 資料 1 計画策定にかかわる基礎資料

### 1. 生活排水処理主体

資表 1-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	伊勢原市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿等希釈投入施設	し尿及び浄化槽汚泥	伊勢原市

### 2. 生活排水処理施設の概要

資表 1-2 生活排水処理施設

	処理方法	主要施設・設備	処理能力等	備考
公共下水道 終末処理施設	標準活性汚泥法	揚水施設 水処理施設 汚泥処理施設	43,850m <sup>3</sup> /日 (R3.3末現在)	昭和62年3月設置
し尿等希釈投入施設	希釈投入	受入・貯留設備 希釈投入施設	62KL/日	平成21年3月設置
合併処理浄化槽	嫌気ろ床接触 ばっ気方式	嫌気ろ床槽 接触ばっ気槽 沈殿槽 消毒槽	補助基数 1,424基 (R3.3末現在)	昭和63年度より 補助制度開始
	生物ろ過方式	嫌気ろ床槽 担体流動槽 生物ろ過槽 処理水槽 消毒槽		

### 3.生活排水処理の流れ

#### □公共下水道終末処理施設

〔水処理施設〕

- ・沈砂池→最初沈殿池→反応タンク→最終沈殿池→減菌池→公共用水域

〔汚泥処理〕

- ・汚泥濃縮→機械脱水→リサイクル（セメント原料・コンポスト等）

#### □し尿等希釈投入施設

- ・受入槽→希釈して公共下水道へ放流

#### □合併処理浄化槽

〔嫌気ろ床接触ばっ気方式〕

- ・嫌気ろ床槽→接触ばっ気槽→沈殿槽→消毒槽→公共用水域

〔生物ろ過方式〕

- ・嫌気ろ床槽→担体流動槽→生物ろ過槽→処理水槽→消毒槽→公共用水域

#### 4. 河川水質状況

資表1-3 河川水質状況（上段：令和2年度、下段：平成27年度）

	項 目			
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	pH	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌群数
矢羽根川	4.8	8.3	4	$1.1 \times 10^4$
	2.4	7.8	3	$2.8 \times 10^4$
渋田川	2.5	8.3	2	$2.8 \times 10^3$
	3.9	7.8	11	$7.9 \times 10^3$
歌川	4.3	9.1	4	$1.1 \times 10^3$
	2.1	8.1	11	$3.3 \times 10^3$
日向川	0.5	7.9	1	$7.9 \times 10^2$
	0.7	7.8	2	$3.3 \times 10^2$
鈴川	0.9	8.2	1	$4.6 \times 10^3$
	1.2	7.9	3	$7.9 \times 10^3$
善波川	1.0	8.5	4	$1.1 \times 10^3$
	1.2	8.2	2	$3.3 \times 10^3$
板戸川	1.2	8.4	4	$3.3 \times 10^3$
	1.2	8.2	1	$3.3 \times 10^3$
戸張川	2.2	9.2	2	$7.9 \times 10^2$
	1.6	8.8	4	$4.9 \times 10^3$
栗原川	0.8	8.1	3	$7.0 \times 10^2$
	1.1	8.2	1	$7.9 \times 10^3$
筒川	3.4	7.8	5	$1.3 \times 10^3$
	3.9	7.4	9	$1.3 \times 10^4$
環境基準値	5mg/L以下、 ただし、日向川 2mg/L以下	8.5以下 6.5以上	50mg/L以下、 ただし、日向川 25mg/L以下	日向川100mL 当たり 1,000MPN以下

※環境基準を満たしていない水質項目を網掛け

5. 生活排水を処理する区域および人口等

資表1-4 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

項目	生活排水処理人口等（人）		
	令和2年度 （実績）	令和7年度 （中間）	令和12年度 （最終）
総人口（a）	101,689	100,400	98,100
生活排水処理人口（b）	91,352	95,232	98,100
公共下水道	81,146	82,060	81,696
合併処理浄化槽	10,206	13,172	16,404
コミュニティ・プラント	0	0	0
農業集落排水施設	0	0	0
生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	9,533	4,766	0
非水洗化人口	804	402	0
し尿汲み取り人口	704	352	0
自家処理人口	100	50	0
生活排水処理率（b/a）	89.8%	94.9%	100.0%

注）総人口は下水道事業経営戦略で使用した基礎数値を使用

## 資料 2 清掃美化審議会への諮問と答申

### 1.伊勢原市清掃美化審議会への諮問

伊 環 美 第 9 号  
令和 3 年 1 0 月 1 1 日

伊勢原市清掃美化審議会  
会長 勝 田 悟 様

伊勢原市長 高 山 松 太 郎



伊勢原市一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

このことについて、次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項及び伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づいて定める、一般廃棄物処理基本計画について意見を求めます。

#### 諮問事項

一般廃棄物処理基本計画について

平成 2 9 年 3 月に策定した、一般廃棄物処理基本計画（伊勢原市ごみ処理基本計画及び伊勢原市生活排水処理基本計画）について改定を検討しているところです。

つきましては、一般廃棄物処理基本計画について、御意見を伺うものです。

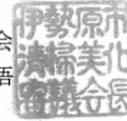
（事務担当は、経済環境部環境美化センター）

## 2.伊勢原市清掃美化審議会からの答申

令和4年 2月 4日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市清掃美化審議会  
会長 勝田 悟



### 伊勢原市一般廃棄物処理基本計画について（答申）

令和3年10月11日付け伊環美第9号で諮問のありましたことについて、次のとおり答申します。

#### 1 伊勢原市一般廃棄物処理基本計画について

伊勢原市一般廃棄物処理基本計画（伊勢原市ごみ処理基本計画及び伊勢原市生活排水処理基本計画）について、当審議会において慎重に審議した結果、概ね妥当なものと認めます。

なお、本計画に掲げる基本目標の達成に向け、次の事項に配慮されますよう要望いたします。

##### (1) 【市民への普及啓発の促進】

伊勢原市においては、「ゼロカーボンシティいせはら」を宣言しており、脱炭素社会にも配慮した循環型社会の実現や、SDGsを踏まえた持続可能社会の形成を目指し、市民に対し、ごみの減量化及び資源化について、意識の普及啓発に努められたい。

##### (2) 【環境美化教育の推進】

幼児期からの環境教育に積極的に取り組み、ごみの排出と資源の分別について、マナーとモラルの醸成に努められたい。

##### (3) 【家庭ごみの減量】

家庭から排出される生ごみの削減のため、生ごみ処理機器の更なる活用の普及に努められたい。

##### (4) 【家庭ごみの資源化】

燃やすごみに含まれている草木類や製品プラスチック等について、新たな収集方法等を検討し、更なるごみの減量化及び資源化の推進に取り組まれたい。

##### (5) 【事業系ごみの減量及び適正化】

事業系一般廃棄物の減量を推進するため、事業者に対し、ごみの減量化及び資源化について指導されたい。また、集積所に排出されている事業系ごみについて、法の主旨を踏まえ、適正に処理されるよう有料化も含めて検討されたい。

(6) 【有料化検討の具体化】

家庭ごみの有料化に関する具体的な検討については、経済的誘導を踏まえ慎重に進められたい。

(7) 【市民協働体制の構築】

循環型社会を目指し、市民・事業者・行政それぞれが役割を担い、協働して取り組む体制の構築に努められたい。

(8) 【生活排水の適正処理】

生活排水処理率の向上のため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への設置転換等、基本方針に掲げている事業を計画的に取り組まれたい。

## 2 審議経過について

(1) 第1回審議会（令和3年10月20日）

伊勢原市ごみ処理基本計画の改定素案を基に、処理計画の目標年次、人口とごみ量の将来予測、数値目標、排出抑制や資源化計画、収集運搬計画、中間処理施設の整備計画などの計画改定の概要について報告を受け、計画の実現に向けて必要な施策の展開について意見を交わした。

また、伊勢原市生活排水処理基本計画の改定素案を基に、生活排水処理等の現状と課題等について報告を受け、計画の実現に向けて必要な施策の展開について意見を交わした。

なお、伊勢原市ごみ処理基本計画及び伊勢原市生活排水処理基本計画について、パブリックコメントを実施する旨の説明を受けた。

(2) 第2回審議会（令和4年1月28日）

伊勢原市ごみ処理基本計画（案）について、第1回審議会から修正のあった内容について説明を受け、計画の内容について意見を交わした。

パブリックコメントの実施結果について報告を受けた。

また、伊勢原市一般廃棄物処理基本計画についての諮問事項に対し、本審議会の答申内容を整理した。

このような審議経過により、厳正かつ公正な見地から慎重に、より深い議論を推し進め、上記のような結論にいたりました。

### 3.伊勢原市清掃美化審議会名簿

(令和3年10月20日現在)

No.	役職	氏名	選任種別	備考
1	会長	勝田 悟	知識経験者	東海大学教授
2	副会長	清水 孝一	知識経験者	資源化事業者 会社役員
3	副会長	武蔵 郁夫	衛生委員	衛生委員会 会長
4		秋山 哲也	知識経験者	廃棄物処理業者 会社役員
5		井上 節子	知識経験者	消費者代表 (元生ごみ処理器モニター)
6		宮崎 清	団体推薦	自治会連合会
7		笠原 浩	団体推薦	伊勢原市商工会
8		二宮 真一	団体推薦	伊勢原市商店会連合会
9		安藤 十藏	団体推薦	神奈川県宅地建物取引業協会 湘南中支部伊勢原地区
10		佐藤 宏行	団体推薦	伊勢原青年会議所
11		今井 重道	衛生委員	衛生委員会 副会長
12		福田 まさみ	一般公募委員	
13		櫻井 志保	一般公募委員	

# 資料3 用語集

## か行

### **合併処理浄化槽**

し尿に加えて、台所、洗濯、風呂等からの生活雑排水を併せて処理する浄化槽のことで、放流される処理水は、BODが20mg/L以下となります。

### **公共用水域**

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域を指します。

### **公共下水道**

下水（污水及び雨水を総称していう。）を排出するために設ける排水施設と、これに接続して下水を処理するために設ける処理施設（し尿浄化槽を除く。）があり、これらの施設を補完するために設けるポンプ施設その他の施設の総体のことをいいます。

## さ行

### **し尿**

人間の大小便を合わせた呼び方で、主にトイレから発生する污水のことを指します。

### **し尿等希釈投入施設**

し尿や浄化槽汚泥を水で希釈して、公共下水道へ放流する施設です。

### **浄化槽**

公共下水道などが整備されていない地域において、各家庭の敷地内に設けられる生活排水の処理施設です。微生物の働きなどを利用して污水を浄化し、放流するための施設です。

浄化槽には、し尿のみを処理する単独処理浄化槽と、し尿と台所や風呂等からの生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽があります。

### **浄化槽汚泥**

污水を処理する過程で発生する有機物の塊のこと。浄化槽の清掃時に引き出されることとなります。

### **生活排水**

し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水を指します。

### **生活排水処理率**

生活排水を適正に処理している人口の割合を示します。伊勢原市では、公共下水道人口と合併処理浄化槽使用人口の合計を行政人口で割った値となります。

### **生活雑排水**

生活排水のうち、し尿以外の排水（台所、洗濯、風呂等からの排水）を指します。

## た行

### **単独処理浄化槽**

し尿のみを処理する浄化槽のこと。浄化槽法により、平成13年4月1日から製造・販売が禁止され、単独浄化槽は設置することが不可能になりました。「みなし浄化槽」とも言います。

## は行

### **法定検査**

浄化槽を規制する法律である浄化槽法で定められた、年1回の定期検査(11条検査)を指します。この検査は、浄化槽管理者に義務づけられたもので、浄化槽の保守点検や清掃などの維持管理が適正に行われているか否かを判断する重要な検査です

# 伊勢原市生活排水処理基本計画

(平成 29 年度～令和 1 2 年度)

令和 4 年 3 月

編集・発行

 伊勢原市 経済環境部 環境美化センター

〒259-1138

神奈川県伊勢原市神戸 378 番地

T E L : 0463-94-7502

F A X : 0463-92-4717

E mail : bika-c@isehara-city.jp